

# 富山県内水面漁場管理委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和4年10月26日(水) 午後1時30分から午後2時5分  
場所 森林水産会館33号室

## 2 出席委員

田中篤人、笠井廣志、中田眞一郎、藤田信弥、堀井律子、角眞光彦、中田礼子  
(欠席委員：山本勝徳)

## 3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 田中篤人

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

## 5 議事録署名委員の指名

笠井廣志、中田礼子

## 6 県職員等

水産漁港課 矢野課長、小善副主幹、川口主任

## 7 事務局職員

辻本事務局長

## 8 付議事項(議題)

### (1) 1月1日から2月末までにおけるさくらますの採捕の禁止について(協議)

県(水産漁港課)から資料1-1により説明があった。

現行の富山県漁業調整規則では、生物学的に同一種であるサクラマスとヤマメの採捕期間が異なっており、1月1日から2月28日までの期間においてサクラマスが混獲される恐れがある状況となっている。資源保護上および漁業秩序上の問題となっているため、令和4年度において、委員会指示によって1月1日から2月28日までの期間、サクラマスの採捕を禁止とする委員会指示を發出しており、令和5年においても同様に、この委員会指示を継続して發出することを協議したい。

中田眞一郎委員から、富山県漁業調整規則のなかの水産動植物において、ア

アマゴが入っている。本来、日本海側にはアマゴは存在しないはずであるが、アマゴが記載されていることに違和感がある。

辻本事務局長から、本来、日本海側にはアマゴは存在していなかったが、太平洋側のアマゴ種苗を導入し富山県内の河川に放流した経緯があり、一部の県内河川においてアマゴやアマゴとヤマメの混血種いわゆるハイブリッドの棲息が確認されている。不法にヤマメを採捕されないように、漁業管理上、アマゴを記載していると回答された。

藤田委員から、神通川水系のサクラマスにアマゴとの混血が認められており、ふ化放流事業を行うにあたって、親魚を水産研究所で検査して、アマゴを排除する努力をしている。ヤマメ・サクラマスとアマゴを区別するため、調整規則にはアマゴを記載しておくべきであるとの意見が述べられた。

事務局より示された資料1-2のとおり、委員一同「異議なし」として承認された。

## (2) 中央省庁への令和5年度提案事項について（協議）

事務局から資料2により、「中央省庁への令和5年度提案事項」について報告された。

令和5年度の中央省庁、すなわち水産庁や国交省、環境省への要望の提案事項について、全国内水面漁場管理委員会連合会から素案が示されたので、協議したい。外来魚対策については、生息状況、生態及び被害状況を把握すること、国で防除対策を進めること、密放流を防止すること、駆除した魚の回収や処分対策を進めること、新たに発見された特定外来種をすみやかに駆除対策できるよう要望するものとなっている。

魚病対策では、アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症に対する防除対策技術の開発、コイのKHV病発生がこれまで続いてきたが公共用水域において放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるように研究開発すること、水生生物の輸入にあたって水際での防除体制を整備すること、水産用医薬品の開発を進めることを要望するものとなっている。

鳥類による食害対策については、アユ等の食害が問題となっており、国主導によるカワウ対策を推進すること、サギ類やカモ類について状況を把握すること、鳥類の駆除や追い払いなどの予算対策をすることを要望するものとなっている。

河川湖沼環境の保全及び啓発については、水辺環境の再生、栄養塩や排水基準の遵守、川にアクセスしやすい環境づくりや魚道の整備、オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサなどの藻類の異常繁殖防止、体験学習や学校教育への推進、ダムからの濁水や堆積物の対策、アユの資源量調査が要望されている。

さらに、放射性物質による汚染対策、ウナギの資源回復、内水面漁場管理委

員会制度の維持について要望されている。

田中会長から、この要望は5年度の要望事項であり、6年度の予算要求に反映されるのか、また、昨年度の要望事項から大きな変更点はあるかとの質問がなされた。辻本事務局長から、要望はかなり早い段階で進められるため、5年度の要望が現在取りまとめられていること、内容に昨年度から大きな変更点はないことが回答された。

この他、委員から質問、意見等はなかった。

### (3) 秋サケ来遊状況について（情報提供）

県水産漁港課の川口主任から、資料3に基づき「秋サケ来遊状況」について説明があった。

本年10月中旬までのサケ来遊状況について、本県の海面、河川におけるサケの来遊尾数の対前年比、平年比、さらには全国における来遊状況について説明があった。また、県水産研究所が実施したシブリング方による令和4年度の本県サケ来遊予測について説明があり、本年は昨年並みの1万5千尾が来遊すると予測していると報告された。

前回の委員会において、藤田委員から本県におけるサケ親魚釣獲調査について説明を求められたため、小川と庄川における実施状況について説明された。サケは水産資源保護法により原則採捕が禁止されているが、特別採捕許可により増殖に支障がない範囲でサケ釣獲調査が全国で実施されている。本県では、朝日内水面漁協・朝日町・新川土木センター・地元の観光協会が平成27年から小川で、庄川漁連・射水市・国交省大門出張所・日釣振富山支部が庄川で、昨年に試行し本年から本格的にサケ釣獲調査が実施される、との説明があった。

藤田委員から、庄川でのサケ釣獲調査に参加している人数は、どのように把握しているか、また、親魚はどのように回収しているかとの質問があった。水産漁港課川口主任から、電子遊漁券を使って日時を指定して応募しており、当日現場において釣獲方法の説明がなされる受付において人数を把握している。また、エリアごとにストリンガーを配置し、それに親魚をひっかけて、組合員が回収しているとの説明があった。

この他、委員から質問、意見等はなかった。

### (4) その他

特になし。

### (5) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和5年1月25日（水）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和4年10月26日

議長

---

署名委員

---

署名委員

---